

## 地域団体商標制度についての一考察

武田 恭平

地域経済の悪化や、他国からの安価な製品の輸入など地域を取り巻く環境が変化していることから、その打開策として地域ブランドに対する注目が集まっている。地域ブランドとは、広義には当該地域の地域資源(歴史、自然、文化、社会等)に起因した特色を有する商品や役務のことであり、その活用によって地域活性化や市場競争力強化の効果があるとされている。しかしながら、地域ブランド化が進み、当該ブランドに対する需要者の評価が高まるにつれ、ブランド名に対する信用を悪用した粗悪な模倣品が市場に出回るようになった。このような模倣品の存在は、真正な商品との誤認混同を産み、経済的利益のみならず、当該ブランドに対する評価や信用を毀損する。

模倣品被害を防ぐためには商標法による積極的保護が望ましいが、平成17年商標法改正以前の商標法では、地域ブランド構築による地域活性化の観点からは、積極的保護が困難であった。そのため、地域ブランド構築を早め、地域活性化の早期実現を目指すため平成18年4月1日より現存の団体商標の法的枠組みを利用した「地域団体商標制度」が施行された。これにより、「地域名」＋「商品(役務)名」から構成される文字商標が隣接都道府県程度の周知性で登録が可能になり、主体要件においては団体商標の要件に加入自由性を加え、地域内の事業者が可能な限り当該商標を使用できるよう配慮された。

地域団体商標制度施行から5年が経ち、地域ブランド化に取り組む地域から、着実に制度の効果がみられる一方で、各地でブランドの争奪が起こるなど問題点も表面化している。

本稿では、地域団体商標制度の現状・背景を把握し、制度の意義を再確認するとともに、制度の在り方を考察する。

地域活性化の早期実現は、地域の財政難や人口の減少、高齢化より必要とされているため、地域団体商標制度は地域ブランド構築を早め、地域活性化の早期実現を促す観点より必要な制度であるといえる。しかし、現状では問題点があるため、これからこれらの問題点を解決していかななくてはならない。

解決策として、本稿ではまず「官、特に自治体による支援を充実させること」を提案する。この方法による効果が見られなかった場合には「地方自治体を権利主体に含めること」を実施し、地域団体商標制度の目的のため、よりふさわしい団体、つまり地方自治体に権利を付与することを考えなくてはならない。

本来地域活性化は、事業者、自治体、住民が一丸となり取り組む必要がある。そのため、制度の改正の有無にかかわらず、制度の目的を達するため活用に関しては、官と事業者が協力していかななくてはならない。本研究では、問題の解決策を提示したが、今後の地域団体商標制度は事業者だけではなく、官、特に自治体も積極的にかかわっていく制度でなくては、地域活性化という目的を達成することは難しいと言える。

(指導教員 松縄正登)